

移住応援給付金の交付申請に関する誓約事項

- 1 姫島村移住応援給付事業に関する報告及び立入調査について、大分県及び姫島村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、姫島村移住応援給付事業費補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請等をしたことが判明した場合：全額
 - (2) 移住応援給付金の申請日から3年未満に村外へ転出した場合：全額
 - (3) 移住応援給付金の申請日から3年以上5年以内に村外へ転出した場合：半額
- 3 本村へ転入をする理由が転勤、出向等職務上のものその他村長が適当でないと認めるものでないこと。
- 4 私及び私と同一の世帯を構成する世帯員が給付金以外の移住に係る補助等を受けていないこと。
- 5 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、当該交付年度内に完了すること。

上記の内容について、承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名